17 障害者総合支援制度(介護給付・訓練等給付・相談支援給付) で利用できるサービスとは

- 1 介護等の支援を受ける場合(介護給付)
 - (1) 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
 - (2) 重度訪問介護

介護の必要性が高い人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(6) 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(7)療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活の世話を行います。

(8) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(9) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

- 2 訓練等の支援を受ける場合(訓練等給付)
 - (1) 自立訓練(機能訓練·生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- (2) 就労移行支援
 - 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の 向上のために必要な訓練を行います。
- (3) 就労継続支援(A型·B型)
 - 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力

の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 就労定着支援

一般企業等で働いている人で、就労に伴い課題が生じている人に、一定期間、相談支援や、課題解決に向けて必要な支援を行います。

(5) 共同生活援助 (グループホーム)

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(6) 自立生活援助

定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等 により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言等を行います。

3 相談支援給付費

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

(2)地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に 起因して生じた緊急の事態時に相談その他必要な支援を行います。

(3)計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人に、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。

[問い合わせ先]

- •県障害福祉課(企画推進班) TEL 022-211-2538
- ・各市(社会)福祉事務所又は町村福祉担当課